

博士論文要旨

論文題名：訴訟と専門知－科学技術時代における裁判の役割とその変容－

ワタナベ（イマイ）チハラ

渡辺(今井) 千原

本論文では、訴訟において科学が問題になる場合、あるいは科学的証拠や専門家の専門知を活用した証明が必要となるような事件（いわゆる科学訴訟）において、科学の専門家ではない裁判官がいかに証拠を評価し、判断を行いうるか、また、司法が科学技術の問題についていかに適正な判断を行い、規範形成を行いうるかを考察している。科学技術時代の現在、高度に専門的な科学技術的な問題について、裁判所が的確な事実認定を行い、適正な判断を行うことは、普遍的かつ難しい課題である。本論文では、こうした問題について、日米の制度・手続、実情や、学術的な議論を比較検討している。

本論文は三部構成をとる。第1部では、科学訴訟の歴史的展開やその特徴を概観し、科学的証拠がいかに導入され評価されてきたか、その際の焦点について検討している。合衆国では、1960年代に科学裁判所設立が提唱されたが、実現しなかった。1980年代には、マストート訴訟が急増し、科学的証拠や専門家証人の活用が増加し、1993年のドーバート連邦最高裁判決では、科学訴訟においていい加減な科学を排除してよりよい事実認定ができるような基準が立てられた。米国では、科学が法廷に立たされ、科学技術の問題に関する規範形成において、重要な役割を果たしてきたと考えられている。他方で、日本においては、1960年代後半より提起されてきた公害病訴訟で科学的争点に関して、注目すべき判断がなされてきているが、一般的には、公害訴訟は科学訴訟としてではなく「現代型訴訟」ないしは「政策形成訴訟」として分析されてきた。

しかし、そのことは、日本の裁判所が科学的に妥当な事実認定を重んじないということではない。むしろ、日本の司法には、真相探求を重視する伝統があり、人々も裁判官が真実を認定することを期待している。こうした期待に対応して、今世紀初めには民事司法改革の一部として、「専門的知見を要する事件（専門訴訟）への対応強化」が論議され、改革もなされた。これは、裁判所は、専門領域においてもその専門知に基づいた正しい判断を行うべきことを想定している。これは「専門訴訟パラダイム」と評価しうる。第2部においては、「専門訴訟パラダイム」のその内実と課題を描いた。具体的には、専門訴訟の典型的1つである医療過誤訴訟と、セクシュアルハラスメント訴訟の検討を行った。6章では、鑑定が用いられた医療過誤訴訟で、鑑定人が、鑑定事項にどのように応答し、その意見が判決でどのように評価されているかを分析している。大半のケースでは、鑑定結果が尊重されているが、鑑

定人の意見とは異なる判断が出される場合もある。1975年のレンバール事件の最高裁判決では、因果関係の立証について、法的証明と科学的証明は異なると宣言しているし、最近では、事実的因果関係も法的な概念でその判断は規範性を有するという「法的判断の独自性」を強調する学説も有力である。法専門家と医療専門家は、医療過誤訴訟において相互作用しつつ、さながら管轄権の争いをしているかのようである。本論文ではアボットの専門職研究の中で用いた「管轄権」の考え方を参照しているが、それにより、裁判所がいかにして適切な事実認定を行い、他の専門職から管轄権を奪われることなく専門訴訟での正当性を維持しうるかという問題の理解が深められている。

7章では、通常は専門訴訟とは認識されることのないセクシュアルハラスメント訴訟での専門知の活用に注目した。セクシュアルハラスメント訴訟では、フェミニストカウンセリングの知見が、被害の理解や被害者救済において重要な役割を果たしている。司法は、専門訴訟においても、また通常そのように認識されないような事件においても社会科学を含めた多様な知見に開かれた構造を持つ必要があろう。

第3部では、「専門訴訟パラダイム」の時代において、法専門家の専門知や、訴訟の正統性の根拠が変容する可能性について考察した。アメリカでの法専門職論、弁護士倫理の議論、また訴訟の専門化への対応についての議論を参照している。

最近は、従来の司法型の裁判では、事件の専門性に十分対応するのは困難であるとの認識から、訴訟外紛争解決での対応を推進する声も大きい。しかし、それでは司法は専門的な事件から遠ざかり、科学技術的な問題において規範形成を行っていくという役割は減退してしまう。本論文では、現代においても、司法は、新しい事態に対して柔軟に規範形成をしていく役割があり、こと科学技術に関する事態についてはそうした必要性はなお高いことを主張している。そのため、本論文では、専門訴訟での手続保障の考え方や、専門家関与の新たな方法の提案も含め、裁判手続の改善を示唆している。